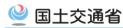
資料2 民間委託の制度概要

国管理空港の経営改革等について

2013年10月21日 国土交通省航空局

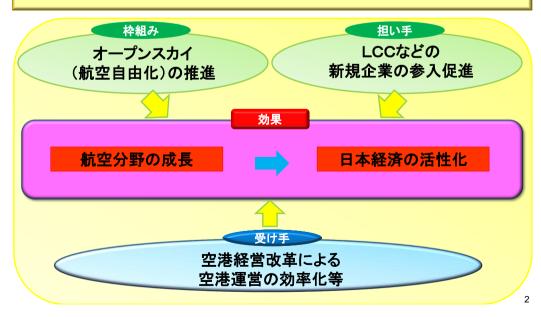


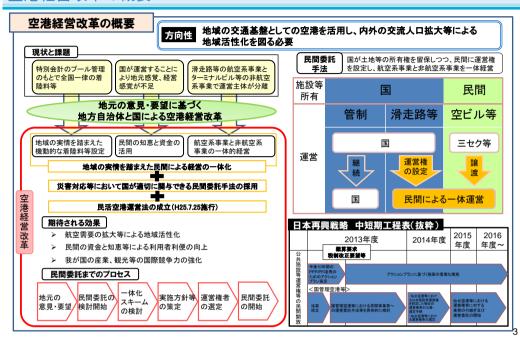
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourisn

国全体の航空・空港政策の方向性 ~三位一体の取組み

❷ 国土交通省

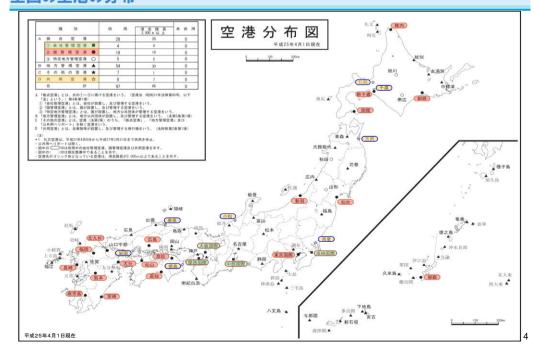
首都圏空港(羽田・成田)の発着枠の増加を背景に、三位一体の取組





全国の空港の分布

🥝 国土交通省



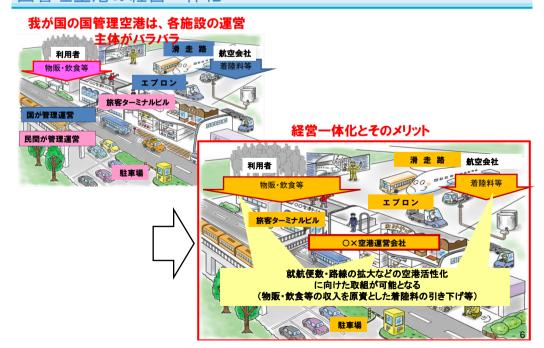
	空港会社管理	国管理	地方自治体管理
拠点空港(28) (国や空港会社が設置する拠 点空港)	成田、関空・伊丹、 中部 (計4空港)	羽田、新千歳、稚内、釧路、函館、仙台、新潟、広島、高松、松山、高知、福岡、北九州、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇(計19空港)	旭川、帯広、秋田、山形、山口宇部 (計5空港)
地方管理空港(54) (地方自治体が設置する重要 な空港)			中標津、紋別、女満別、青森、大館能代、花巻、庄内、福島、静岡、富山、能登、福井、松本、神戸、南紀白浜、鳥取、出雲、石見、岡山、佐賀(計20空港) 〈離島空港〉 利尻、礼文、奥尻、大島、新島、神津島、三宅島、八丈島、佐渡、隠岐、対馬、,小値賀、福江、上五島、壱岐、種子島、 序屋久島、奄美、喜界、徳之島、門永大東、 北大東、伊江島、宮古、下地島、多良間、新石垣、波照間、与那国(計34空港)
その他の空港(15) (自衛隊等との共用空港、コ ミューター空港等)		札幌、千歳、百里、小松、美保、徳島、三 沢、八尾、岩国(計9空港)	調布、名古屋、但馬、岡南、大分県央、 天草 (計6空港)
合計 (97)	4	28	65

[※] 地方管理空港等についても、公共施設等運営権の活用が可能となるよう法制上措置。

5

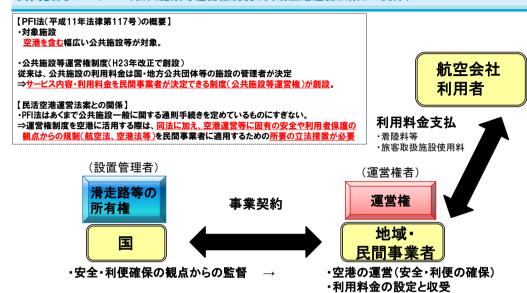
国管理空港の経営一体化

🥝 国土交通省



民間委託のスキーム(公共施設等運営権制度と民活空港運営法案との関係)





様々な空港管理形態

・有事対応、災害復旧など

・「予防保全・長寿命化」の観点から監督・点検・検査→

🥝 国土交通省

7

- 長期修繕計画に基づく常時保全の実施

様々な空港管理形態の一つの選択肢として、PFI法の運営権制度(既存の制度)を活用

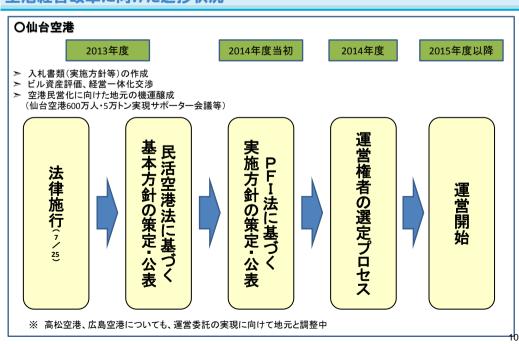
国の管理	• 国が設置管理者として施設を所有し運営	
独立行政法人化	・空港毎に独立行政法人を設立、施設を所有し、運営	
保守管理等の 一部の業務のみの委託 (指定管理者)	・保守管理等の一部の業務のみを民間に委託・<u>国が着陸料を設定し収受し、</u>運営主体に委託料を支払い	
民間委託 (運営権の設定)	・<u>国が施設を所有し</u>、民間に運営を委託・<u>運営主体が着陸料を設定・収受し</u>、国に運営の対価を支払い	
民営化 (株式を国が所有)	・空港毎に株式会社(設置管理者)を設立	
民営化 (株式を民間が所有)	・ <u>会社が施設を所有し</u> 、着陸料を設定・収受	

空港経営改革に関する各地の動き

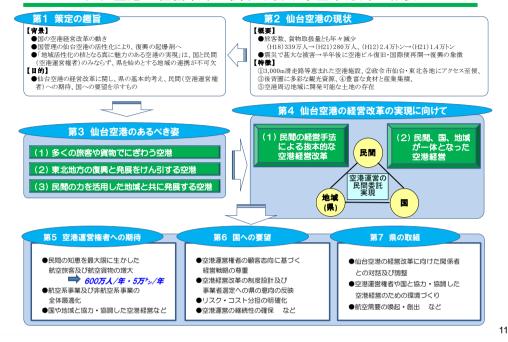
【北海道】 ・道の有識者懇談会から、空港 【宮城県】 経営の上下一体化等による道内 「仙台空港等活性化検討会」の場で、 空港の運営の効率化、複数空港 官民関係者による仙台空港について H26年度からの運営委託を目指し検討 の一体運営(バンドリング)の活用 等が提言(H24.3) を重ね、県の基本方針を策定。村井知 【青森県】 事が太田大臣に法案の早期成立を要請 ・県の有識者検討会から公共 (H25.1)施設等運営権制度の活用等に 【静岡県】 【石川県】 ついて提言(H24.3) ・県の有識者検討会から、指定管理の H26年度末の北陸新幹線の金 更新期限を迎えるH25年度末以降の空 沢延伸を背景に県において空港 条約例はこれる1120円及れる性ツエ 経営について、短期的には指定管理 者制度を活用しつつ将来的に公共施設 等運営権制度を活用することを提言 活性化策を取りまとめ(H24.3) (H25.4)【広島県】 県・市による協議会が発足(H25年度) ・県において調査を実施(H24年度)、湯 崎知事が太田大臣に法案の早期成立を 要請(H25.1) 【能本県】 【香川県】 ・県において検討を実 県において調査を実施(H24年度)、浜 施(H24年度) 田知事が太田大臣に法案の早期成立を 要望、高松空港で経営改革に取り組み たい旨を表明 (H25.5) 【佐賀県】 【愛媛県】 ・国交省の補助金を活用し、指定管理者制度や将来的な公共施設等運営権の活用について報告をとりまとめ(H24.3) ・県、市、空港ビルによる実務者レベル の検討会が発足(H24.4)

空港経営改革に向けた進捗状況

🤐 国土交通省



仙台空港の経営改革に関する宮城県基本方針の概要



仙台空港の活性化に向けた宮城県の取組み



仙台空港旅客数・貨物取扱量倍増実現宣言(案) ~600万人/年、5万%/年を目指して~

「仙台空港等活性化検討会・臨空地域等活性化検討会」は、昨年 2 月、民間 の知恵及び資金の活用による仙台空港等のより良いあり方や、臨空地域等にお ける民間投資を活用した観光振興策や物流機能の強化に関する情報・意見交換、 検討等を行うことを目的に設置されました

これまで、この検討会メンバーが自主的に仙台空港等の活性化・国際物流の 拠点化・周辺開発について研究会を立ち上げ、その検討結果を報告してきたほ か、これらの検討結果等を踏まえて県では「みやぎ国際ビジネス・観光拠点化 プラン」や「仙台空港の経営改革に関する宮城県基本方針」を策定しました。

こうした仙台空港やその周辺地域の活性化に向けた取組が進められてきたな か、東日本大震災で大きく被災した仙台空港は、今年の夏のダイヤにおいて国 内線が開港以来最多になるほどまでに復旧してきています。

今後、仙台空港等の民間運営委託を通じ、仙台空港の旅客数及び貨物取扱量 を過去のピーク時の2倍にあたる年600万人・5万%という高い目標に向かっ て取り組んでいくことは、更なる仙台空港の活性化、地域経済や東北全体の活 性化につながるものであり、復興のシンボルとして、この目標を一日も早く実 現することが大変重要であります。

このことから、我々は、「仙台空港の旅客数・貨物取扱量の倍増を実現させよ う」を合言葉に、官民が一体となって、旅客数年600万人、貨物取扱量年5 万ちの実現に向けて自発的に取り組んでいくことをここに宣言いたします。

仙台空港等活性化検討会・臨空地域等活性化検討会

(仮称) 仙台空港 600 万人・5 万 に実現サポーター会議 (案)

平成 25 年 2 月 12 日

・「仙台空港等活性化検討会・臨空地域等活性化検討会(以下「検討会」という。)」は、 昨年2月,民間の知恵及び資金の活用による仙台空港等のより良いあり方や、臨空地域等 における民間投資を活用した観光振興策や物流機能の強化に関する情報の発信と共有・意 見交換、検討等を行うことを目的に設置された。

・これまで、民間事業者が自主的に仙台空港等の活性化、国際物流の拠点化、周辺開発に ついて研究会を立ち上げ、その検討結果を報告してきたほか、これらの検討結果等を踏まえ、県では「みやぎ国際ビジネス・観光拠点化プラン」や「仙台空港の経営改革に関する 宮城県基本方針(以下「基本方針」という。)」を策定した。

・そのため、検討会の当初の目的は概ね達成され、今後は、基本方針で掲げた。仙台空港 の将来の旅客繁年 600 万人、貨物取扱量年 5 万・という倍増目標の実現に向けて、官民 あげて具体的に取り組んでいくことが重要となっている。

2 設置目的

・ 酸塩田野 他台空港の民間運営委託に向けた地元の機運輸成と他台空港の除客・貨物倍増の実現 に向けた取組等について情報発信・共有することを目的に「(仮称) 他台空港 600 万人・ 5万%実現サポーター会議」を設置するもの。

3 構成メンバー

会議は、国、県、関係市町村のほか、仙台空港の将来の旅客数 600 万人・貨物取扱量 5 万トの実現につながる取組を行っている又は行おうとする企業・団体等で構成。

会議では、構成メンバーの取組状況、国の空港経営改革の動向及び先進事例等の報告等 を行う。

5 事務局

6 今後の予定

第1回目は、国の空港民営化法案の成立が見込まれる6月頃の開催を予定。